

スプリンクラー設備の設置基準

関係条文 令12、規13

●設置対象

スプリンクラー設備は、火災を自動的に感知し、自動的に散水することにより、火災を消火する設備です。一方、一定の条件を満たす防火区画（代替区画）をすることにより、火災を一定の区画に閉じこめ拡大させず屋内消火栓等で消火することとし、地階を除く階数が10以下の防火対象物では代替区画の部分以外の部分の床面積の合計が一定規模以上のものにスプリンクラー設備の設置を義務付けているのに対し、地階を除く階数が11以上の防火対象物の場合は、避難が困難であるなど危険性がより高いことを勘案し、代替区画にかかわらず、一定規模以上のものに設置が義務付けられています。具体的には次表に示すとおりです。

| 平屋建て以外、階数が11階以上の場合の設置基準 | | | |
|-------------------------|----------------|--|--|
| 令別表1項目 | 防火対象物 | 平屋建て以外で代替区画以外の部分の床面積の合計 (㎡以上) ※は、代替区画の部分を含む床面積の合計 (㎡以上) | 地階を除く階数が11以上のもの (代替区画除く) ※は、代替区画含む。 |
| (1) | イ 劇場等 | 6,000 | 全部 |
| | ロ 集会場等 | | |
| (2) | イ キャバレー等 | ※6,000 | ※全部 |
| | ロ 遊技場等 | | |
| | ハ 性風俗関連特殊営業店舗等 | | |



その他の防火安全性能を有するもの

特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等

関係条文 特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令

●特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等とは

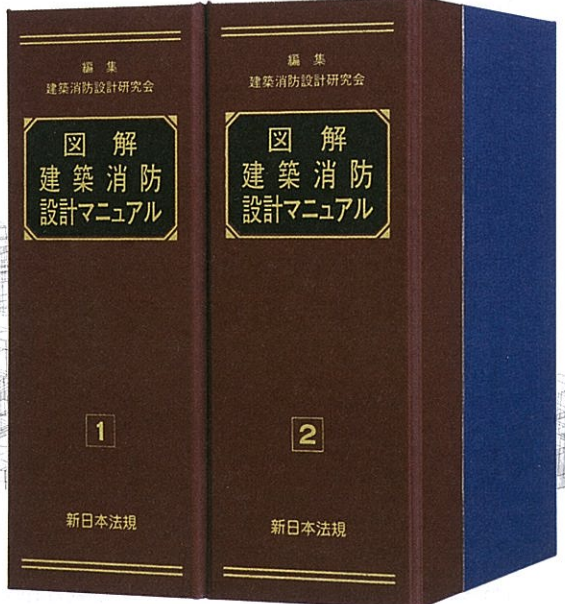
消防法施行令7条7項で「第29条の4第1項に規定する必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等は、法第17条第1項に規定する政令で定める消防の用に供する設備、消防用水及び消火活動上必要な施設とする。」と規定されています。一定の構造を有する特定共同住宅等について、①初期拡大抑制性能を有するもの、②避難安全支援性能を有するもの、③消防活動支援性能を有するものに分けて、必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する基準が「特定共同住宅等」(平成17年総務省令40号。以下「特定共同住宅省令」といいます。)で規定され、この基準に適合するものは、消防法施行令第29条第4項第1項に規定するものと見なされます。

建築物の防火安全対策のための法規制をもれなく登載!

図解 建築消防設計マニュアル

編集 建築消防設計研究会

わかりやすい【表】と【図】で、
消防設備設計時の法規チェックが容易にできる!



- ◆消防法をはじめとする規制基準のポイントを【表形式】にまとめ、わかりやすく解説。消防設備設計時の法規制チェックに役立ちます。
- ◆条文を読むだけでは理解しにくい規制内容について、具体的な【図】で説明。消防設備に関する法規制が容易に理解できます。

加除式・B5判・全2巻・ケース付・総頁2,212頁
定価 13,200円 (本体 12,000円) 送料960円

■加除式書籍は、今後発行の追録(代金別途)と併せてのご購入となります。

●バインダー方式によりさらに使いやすくなりました。(特許第3400925号)

0120-089-339 受付時間 8:30~17:00 (土・日・祝日を除く)

WEBサイト <https://www.sn-hoki.co.jp/>

E-mail eigy@sn-hoki.co.jp

新日本法規出版株式会社

本社 東京都千代田区千代田1-1-1
 総務本部 東京都千代田区千代田1-1-1
 東京本社 東京都千代田区千代田1-1-1
 札幌支社 北海道札幌市中央区南一条西7丁目5番9号
 仙台支社 宮城県仙台市青葉区加茂1丁目4番地の2
 東京支社 東京都千代田区千代田1-1-1
 関東支社 埼玉県さいたま市見沼区南中野244番地1

名古屋支社 名古屋市中区栄1丁目23番20号
 大阪支社 大阪府大阪市中央区南平野町2丁目1番12号
 広島支社 広島市中区国泰寺町1丁目5番9号
 高松支社 高松市扇町3丁目14番11号
 福岡支社 福岡市中央区大手門3丁目3番13号

この印刷物は環境にやさしい「植物性大豆油インキ」を使用しています。

総合法令情報企業として社会に貢献



公式Facebookページ
法律出版社ならではの情報を発信



